

○千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価審査委員会設置要綱

平成27年12月22日

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式要綱（平成28年3月31日27千政契約発第561号。次条において「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、学識経験を有する者（第4条において「学識経験者」という。）に意見を聴くため、区に委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要綱第4条の規定に基づき委員会に意見を聴かなければならないとされている事項に関すること。
- (2) 入札方法について、総合評価競争入札（実施要綱第1条に規定する総合評価方式を実施して入札することをいう。次号において同じ。）で行うことの適否に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価競争入札の推進に関し必要と認めること。

(構成)

第4条 委員会は、区長が委嘱する3名以内の学識経験者（以下「委員」という。）で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員

がその職務を代理する。

(運営)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議)

第8条 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決定するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策経営部契約課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 (平成27年12月22日27千政契約発第315号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日3千政契約発第784号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。